

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3175号から第3182号まで)

令和7年3月25日

横情審答申第3175号から第3182号まで

令和7年3月25日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和4年11月8日旭税第508号から第513号まで並びに第515号及び第516号による
次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「審査申出書兼審査請求書の送付について」及び施行文（令和4年度
旭税第137号）」ほかの個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に示す保有個人情報を特定し開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の「個人情報本人開示請求書記載の保有個人情報」の各個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年8月2日付で行った別表の「本人開示請求に係る保有個人情報」（以下「本件保有個人情報」という。）の各個人情報開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件保有個人情報を特定し、本件各処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、令和4年5月18日に旭区税務課で「固定資産の価格及び処分内容に対する不服申出書」（以下「書面1」という。）を提出し、同月20日にはこれを補正するものとして「審査請求書」（以下「書面2」という。）を提出した。

同じように、同年6月1日には書面1を補正するものとして「令和4年度 固定資産税に係る固定資産評価審査申出書」（以下「書面3」という。）を、同月30日には書面1及び書面3の追加主張として「令和4年度 固定資産税に係る固定資産評価審査申出書」（以下「書面4」という。）を提出したので、実施機関はそれぞれを受け付けた。

- (2) 本件各個人情報本人開示請求書の記載から、別表のとおり本件保有個人情報をそれぞれ特定し、本件各処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件各処分の決定通知書に記載不備があると主張するが、開示する文書の件名、文書番号等を正確に記載しており、不備はないと考える。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件各処分を取り消し、審査請求人が作成し提出した文書名を決定通知書の表題

に掲げた上で、当該文書が提出先へ送付されたことが分かる施行文書の開示を求める。

- (2) 実施機関が文書を偽造し、偽造した文書の開示を続けたこと等が原因となって非開示決定がされていることから、請求文書名を表題にうたわず開示したことは違法と思料し審査請求する。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 固定資産税及び都市計画税に係る審査申出及び審査請求の対応事務について

固定資産の価格等については、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき固定資産課税台帳に登録することとされており、旭区に所在する土地及び家屋の所有者に対しては、旭区長が当該価格等に基づき固定資産税及び都市計画税を課税している。

不服がある者は、価格については横浜市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に対し審査の申出を、課税処分等については横浜市長（以下この審査請求の審査を行う横浜市長を「審査庁」という。）に対し審査請求をすることができる。

審査の申出は、横浜市固定資産評価審査委員会規程（昭和36年4月固定資産評価審査委員会規程第1号）に定める申出書を委員会に提出して行うこととされているところ、各区税務課に提出された場合は、区内で供覧した上で、委員会の事務局である財政局税制課に送付する。

また、審査請求は、審査請求書を審査庁又は区税務課に提出して行うこととされているところ、後者の場合はこれを区内で供覧した上で、審査庁の事務局である総務局法制課に送付する。

- (3) 本件保有個人情報について

ア 別表の請求番号1及び請求番号2の保有個人情報は、旭区税務課で受け付けた書面1及び書面2を供覧し、委員会及び審査庁宛てに送付することを決裁した起

案文書及びその施行文の写しである。起案文書は起案用紙並びに委員会及び審査庁宛ての施行文案で構成されており、施行文の写しは令和4年5月31日付で委員会又は審査庁に送付したものの写しである。

イ 別表の請求番号3の保有個人情報、旭区税務課で受け付けた書面3を供覧し、委員会宛てに送付することを決裁した起案文書及びその施行文の写しである。起案文書は起案用紙及び委員会宛ての施行文案で構成されており、施行文の写しは令和4年6月6日付で委員会に送付したものの写しである。

ウ 別表の請求番号4の保有個人情報、旭区税務課で受け付けた書面4を供覧し、委員会宛てに送付することを決裁した起案文書及びその施行文の写しである。起案文書は起案用紙及び委員会宛ての施行文案で構成されており、施行文の写しは令和4年7月6日付で委員会に送付したものの写しである。

エ 別表の請求番号5の保有個人情報は、令和4年5月31日付で委員会へ書面1を送付した際の施行文書の写しである。

オ 別表の請求番号6の保有個人情報は、令和4年5月31日付で審査庁へ書面1及び書面2を送付した際の施行文書の写しである。

カ 別表の請求番号7の保有個人情報は、令和4年6月6日付で委員会へ書面3を送付した際の施行文書の写しである。

キ 別表の請求番号8の保有個人情報は、令和4年7月6日付で委員会へ書面4を送付した際の施行文書の写しである。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 別表の請求番号1から請求番号4までについて

本件各個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区税務課に提出した書面1から書面4までを、委員会又は審査庁に送付したことに関する文書についてそれぞれ請求していると解される。

当審査会が本件各保有個人情報を確認したところ、審査請求人が提出した各書面を委員会又は審査庁へ送付することの意思決定を行い、それぞれ送付していることが認められたため、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。

イ 別表の請求番号5から請求番号8までについて

本件各個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が旭区税務課に提出した書面1から書面4までを、委員会又は審査庁に送付した際の施行文書

について請求していると解される。

当審査会が本件保有個人情報を確認したところ、審査請求人が提出した各書面を委員会又は審査庁へ送付した施行文書であることが認められたため、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは、是認できる。

(5) 審査請求人は、自らが開示請求書に記載した文書名を、決定通知書の表題にうたわずになされた開示決定は違法である旨を主張するが、決定通知書には本件保有個人情報の名称等を記載すべきものであるからこの主張は認められない。審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のおり、実施機関が、別表に示す保有個人情報を特定し開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

請求 番号	答申番号	個人情報本人開示請求書記載の 保有個人情報	本件開示請求に係る 保有個人情報
1	第 3175 号	請求者が作成した令和4年5月18日付文書を、旭区長がどのように送付されたのか開示請求したところ、令和4年6月15日付全部開示決定処分通知書の送付があったが、請求者が提出した文書名の記載が無く何を送り、何に対し全部開示されたのかが分からない。表題に請求者が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。	「審査申出書兼審査請求書の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第137号）
2	第 3176 号	請求者が作成した令和4年5月20日付文書を、旭区長がどのように送付されたのか開示請求したところ、令和4年6月15日付全部開示決定処分通知書の送付があったが、請求者が提出した文書名の記載が無く何を送り、何に対し全部開示されたのかが分からない。表題に請求者が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。	
3	第 3177 号	請求者が作成した令和4年6月1日文書を、旭区長がどのように送付されたのか開示請求したところ、令和4年6月27日付全部開示決定処分通知書の送付があったが、請求者が提出した文書名の記載が無く何を送り、何に対し全部開示されたのかが分からない。表題に請求者が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。	「審査申出書（令和4年6月1日付補正）の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第163号）
4	第 3178 号	請求者が令和4年6月30日付依頼した文書を、旭区長がどのように送付されたのか令和4年7月14日付全部開示決定通知書には請求者が提出した文書名の記載が無く、何を送り、何に対し全部開示されたのかが分からない。表題に請求者が送付依頼した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。	「審査申出書（令和4年6月30日付追加）の送付について」及び施行文（令和4年度 旭税第222号）
5	第 3179 号	請求者が作成した文書「令和4年5月18日・令和4年度固定資産に係る固定資産評価審査申出書」を横浜市固定資産評価審査委員会宛送付を旭区長に委ねた。表題に令和4年5月18日付・令和4年度固定資産に係る固定資産評価審査申出書」と記載した決定通知書と、旭区長が横浜市固定資産評価審査委員会宛に送付したことが分かる施行文書写の開示。	「審査申出書の送付について」（令和4年5月31日旭税第137号）

6	第 3180 号	請求者が作成した文書「令和 4 年 5 月 20 日・審査請求書」を横浜市行政不服審査会への送付を旭区長に委ねた。表題に「令和 4 年 5 月 20 日付・審査請求書」と記載した決定通知書と、旭区長が横浜市行政不服審査会あてに送付するにあたり作成した施行文書写の開示。	「審査請求書の送付について」（令和 4 年 5 月 31 日旭税第 137 号）
7	第 3181 号	請求者が作成した文書「令和 4 年 6 月 1 日・令和 4 年度固定資産に係る固定資産評価審査申出書」を横浜市行政不服審査会宛に送付することを旭区長に委ねた。表題に「令和 4 年 6 月 1 日・令和 4 年度固定資産に係る固定資産評価審査申出書」と記載した決定通知書と、旭区長が横浜市固定資産評価審査委員会宛に送付したことが分かる施行文書写しの開示。	「審査申出書の送付について」（令和 4 年 6 月 6 日旭税第 163 号）
8	第 3182 号	請求者が作成した文書「令和 4 年 6 月 30 日・令和 4 年度固定資産に係る固定資産評価審査申出書」を横浜市行政不服審査会宛に送付することを旭区長に委ねた。表題に「令和 4 年 6 月 30 日付・令和 4 年度固定資産に係る固定資産評価審査申出書」と記載した決定通知書と、旭区長が横浜市固定資産評価審査委員会宛に送付したことが分かる施行文書写しの開示。	「審査申出書の送付について」（令和 4 年 7 月 6 日旭税第 222 号）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 1 1 月 8 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 2 月 2 5 日 (第 8 回 第 五 部 会)	・審議